

記(一)名

内閣人第 一三三号

起案

平成二十七年 一月二十二日

決定	平成二十七年一月三日
上奏	平成二十七年一月三日
裁可	平成二十七年一月三日

施行

平成二十七年一月三日	平成二十七年一月三日
平成二十七年一月三日	平成二十七年一月三日
平成二十七年一月三日	平成二十七年一月三日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官

河内

麻生 国務大臣

五

塩崎 国務大臣

五

中谷 国務大臣

五

竹下 国務大臣

五

高市 国務大臣

五

西川 国務大臣

五

甘利 国務大臣

五

山口 国務大臣

五

上川 国務大臣

五

宮沢 国務大臣

五

有村 国務大臣

五

山谷 国務大臣

五

岸田 国務大臣

五

太田 国務大臣

五

石破 国務大臣

五

下村 国務大臣

五

望月 国務大臣

五

菅 国務大臣

五

高等裁判所長官 大谷直人

最高裁判所判事に任命する

内閣

(二月十七日付)

閣

内

1丁									裁判所				
年	出生地	現住所	本籍	号	月	日	事	項	旧氏名	出生年月日	氏名	庁	名
〃	五六	五五	〃	〃	五二	〃	〃	〃	四九				
〃	三	七	〃	〃	四	四	三	九					
〃	一六	一	〃	八	七	一	二八	三〇					
東京簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格					
最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所		司法試験管理委員会		昭和二十七年六月二十三日	おおたに なおと 大谷 直人		

2丁		裁判所											年 号	月	日	事 項	庁 名			
	〃	〃			六二				六一	六〇		五八							昭和五七	
	〃	〃			四				四	七		四		四						
	〃	八			七				一	一〇		一		八						
	富山地方裁判所判事に補する	富山簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	補につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	富山簡易裁判所判事に補する	兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する	富山地方裁判所判事補に補する	裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	裁判所書記官研修所教官に充てる	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に					
			内 閣				最高裁判所				内 閣	〃		最高裁判所						

大谷直人

3丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
平成	元	四	一	兼ねて富山家庭裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	大谷直人						
五	四	一	本官を免じ判事に専任する	内閣	内閣								
六	四	一	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所	最高裁判所								
七	四	一	司法研修所教官に充てる	最高裁判所	最高裁判所								
八	一	四	平成八年度司法試験（第二次試験） 審査委員に任命する	法務省	法務省								
九	一	六	平成九年度司法試験（第二次試験） 審査委員に任命する	法務省	法務省								
			任期は平成八年十二月三十一日までとする	法務省	法務省								
			任期は平成九年十二月三十一日までとする	法務省	法務省								
			裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	内閣	内閣								
			判事に任命する	内閣	内閣								

大谷直人

4丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
平成	九	四	八	東京地方裁判所判事に補する		最高裁判所	大谷直人						
〃	一〇	一	五	司法研修所教官に充てる		最高裁判所							
〃				平成十年度司法試験（第二次試験） 審査委員に任命する		法務省							
〃				任期は平成十年十二月三十一日までとする		法務省							
〃				司法研修所教官に充てることを解く									
〃				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる									
〃				兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる									
〃				兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる		最高裁判所							
〃				平成十年度司法試験（第二次試験） 審査委員を免ずる									
〃				る		法務省							
〃	一一	六	一	法制審議会幹事に任命する									
〃	一二	四	一	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる									
				最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる									
				最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる									

5丁		裁判所													
		〃	〃				〃			〃	〃	〃	平成一三	年号	
		三	〃				一七			九	〃	〃	四	月	
		一九	〃				二八			一八	〃	〃	一	日	
秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱	広報課長植村稔海外出張不在中最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる	兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	部の事務を総括するものの指名を解く	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	事項
			国立国会図書館	〃				〃			〃	〃		最高裁判所	庁名

大谷直人

										裁 判 所		年 号	月	日	事 項	庁 名	
		〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	平成 一八				
		二三		〃	〃	〃	〃	〃	〃			一九	九				
		一		〃	〃	四	〃	〃	〃			一	九				
		二七		〃	八	七	二二	〃	〃			一五	二八				
		静岡地方裁判所長を命ずる		静岡地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	法制審議会臨時委員を免ずる	国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	法制審議会臨時委員に任命する		
〃					最高裁判所		内 閣		法 務 省	国立国会図書館	最高裁判所			法 務 省			

大 谷 直 人

8丁

裁 判 所

										〃	〃	〃	平成二四	年 号
										〃	二六		四	三
										〃	七		九	日
										〃	一八		二七	
										大阪高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	検察官特別任用分科会に所属させる	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	最高裁判所事務総長に任命する
										最高裁判所	内 閣	法 務 省	最高裁判所	事 項
														庁 名

大 谷 直 人